

墨田区議会傍聴規則の一部を改正する規則

改正案	現 行
<p>(傍聴人の制限)</p> <p><u>第2条 議長は、傍聴席の都合により議会の会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)を制限することができる。</u></p>	<p>(傍聴)</p> <p><u>第2条 議会の会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、受付けで傍聴人受付簿に住所氏名等を記入して、係員の指示に従い傍聴席に着かなければならない。</u></p>
<p>2 <u>議長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に定める感染症が流行しているときは、傍聴人に対し傍聴の自粛を要請できるほか、必要な措置を講ずることができる。</u></p>	<p>[同左]</p> <p><u>第3条 議長は、傍聴席の都合により傍聴人を制限することができる。</u></p> <p>[新設]</p>
<p>(議場への入場禁止)</p> <p><u>第3条 傍聴人は、議場に入ることができない。</u></p>	<p>[同左]</p> <p><u>第4条 [同左]</u></p>
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p><u>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。</u></p> <p>— <u>人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者</u></p> <p>— <u>酒気を帯びていると認められる者</u></p> <p>— <u>犬、猫、鳥その他の動物の類を携行している者。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を同伴する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>[同左]</p> <p><u>第5条 [同左]</u></p> <p>— <u>銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者</u></p> <p>— <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者</u></p> <p>— <u>鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u></p> <p>— <u>拡声器、無線機、録音機、写真機、撮影機の類を携帯している者(第7条の規定により、撮影又は録音等をするにつき議長の許可を得た者を除く。)</u></p> <p>— [同左]</p> <p>[新設]</p>

<p>前3号に掲げる者のほか、会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められるもの</p> <p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [略]</li> <li>帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由がある場合は、この限りでない。</li> <li>～ [略]</li> <li>前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</li> </ul>	<p>その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者</p> <p>[同左]</p> <p>第6条 [同左]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ [略]</li> <li>帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと(ただし、病気その他正当な理由がある場合は、この限りでない。)</li> <li>～ [略]</li> <li>その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</li> </ul>
<p>(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の制限)</p> <p>第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等の撮影及び録音等をするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。</p>	<p>[同左]</p> <p>第7条 [同左]</p>
<p>(合理的な配慮を必要とする者への対応)</p> <p>第7条 議長は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)の理念にのっとり、傍聴人のうち、傷病、身体の障害その他の理由により合理的な配慮を必要とする者に対して、適切な対応を行うものとする。</p> <p>2 傍聴人は、議長から前項の対応のために協力を求められたときは、その求めに応じなければならない。</p>	<p>[新設]</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。